

令和 6 年度小城市物価高騰対策給付金のご案内

- 令和 6 年度の住民税非課税世帯に対して **1 世帯 3 万円**を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■ 支給対象者

令和 6 年 12 月 13 日時点で、小城市に住民登録があり、世帯全員が

令和 6 年度の住民税が非課税である世帯

【下記の方は支給対象外です】

- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- 租税条約による住民税の免除を届け出ている人を含む世帯
- 他市町村で本給付金を支給された世帯

■ 手続方法

【確認書が届いた世帯】

- 給付金を受け取るには「**確認書**」の**提出が必要**です。
- 支給要件を確認し、必要事項を記載し、返送してください。
- 必要に応じて、添付書類（本人確認書類の写し、口座確認書類）を添付してください。
- 確認書に記載された二次元コードを読み取り、オンライン（LINE）で申請も可能です。

※オンラインでの申請には、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを読み取れるスマートフォンが必要です。オンライン申請する場合は、確認書に記載の二次元コードを読み取って手続きください。

※オンライン申請された方は、確認書の返送は不要です。

【申請書が届いた世帯】

令和 6 年 1 月 2 日以降に小城市に転入した世帯や、世帯の中に未申告の人がいる場合など、市で税情報が確認できない世帯には「**申請書**」を発送します。

- 給付金を受け取るには、「**申請書**」の**提出が必要**です。
- 世帯全員の課税状況を確認し、支給の対象になるか確認していただく必要があります。
（※住民税が未申告の方は、申告をしていただく必要があります。）
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類の写し・口座確認書類の写し・令和 6 年 1 月 1 日時点でお住まいだった自治体が発行する「令和 6 年度住民税課税証明書又は住民税非課税証明書（※世帯全員分）」と一緒に提出してください。

■ 提出期限

令和 7 年 7 月 3 1 日(木) (必着)

※提出期限までに返送（申請）がない場合、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

問い合わせ先

小城市役所 社会福祉課 保護係 ☎ : 0952-37-6107
(受付 8:30~17:15 ※土、日、祝日を除く)



物価高騰対策給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

